

【別紙1】概算保険料指定の使い方

例1. 見込賃金(前年度と変わる指定)として 20万円 を立てておき、元請工事が無かったため確定賃金 0千円、翌年度の見込賃金も 20万円 とした場合。

◎平成29年度

	概算保険料			確定保険料			差引額(円)
	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)	
労災保険一般	200	11	2,200	0	11	0	-2,200
特別加入	3,650	11	40,150	3,650	11	40,150	0
合計	—	—	42,350	—	—	40,150	-2,200

◎平成30年度

	概算保険料		
	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)
労災保険一般	200	11	2,200
特別加入	3,650	11	40,150
合計	—	—	42,350

※保険料率が変わらなければ、前年度還付額を新年度概算保険料額に全額充当させる事が可能。

◎平成29年度

	概算保険料			確定保険料			差引額(円)
	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)	
労災保険一般	200	11	2,200	0	11	0	-2,200
特別加入	3,650	11	40,150	3,650	11	40,150	0
合計	—	—	42,350	—	—	40,150	-2,200

◎平成30年度

	概算保険料		
	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)
労災保険一般	200	13	2,600
特別加入	3,650	13	47,450
合計	—	—	50,050

※保険料率が変更されると、前年度還付額を新年度概算保険料額に全額充当させる事は出来なくなる。

例2. 概算保険料指定で 2,200円 を立てておき、元請工事が無かったため確定賃金 0千円、翌年度の概算保険料も 2,200円 とした場合。

◎平成29年度

	概算保険料			確定保険料			差引額(円)
	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)	
労災保険一般		11	2,200	0	11	0	-2,200
特別加入	3,650	11	40,150	3,650	11	40,150	0
合計	—	—	42,350	—	—	40,150	-2,200

◎平成30年度

	概算保険料		
	賃金(千円)	保険料率	保険料(円)
労災保険一般		13	2,200
特別加入	3,650	13	47,450
合計	—	—	49,650

※概算保険料指定で入力を行っておけば、保険料率変更の影響を受けない為、毎年度、新年度概算保険料額に全額充当させる事が可能となります。

【別紙2】一括有期事業の概算保険料算出方法

1. 請負金額入力で確定保険料を算出した場合、賃金見込額で“前年度と同額”が選択されると、平成30年度の概算保険料額は以下のように計算を行います。

- ① 先ず、請負金額に入力された値に平成30年度の労務費率を乗じて賃金総額の算出を行います。
この時、入力された請負金額から消費税額分を取り除いてから労務費率を乗じるような措置は行いません。
- ② 次に、①により算出された賃金総額に平成30年度の保険料率を乗じて保険料の算出を行います。

例. 各事業開始時期ごとに、税抜きで1,000,000円ずつの元請工事があった場合。※33業種を例に説明

【平成29年度確定保険料算出】

事業開始時期	請負金額 (円)	労務費率 (%)	賃金総額 (千円)	保険料率 (/1000)	保険料 (円)
平成24年 4月～平成25年9月	1,050,000	18	189	9	1,701
平成25年10月～平成27年3月	1,080,000	18	194	9	1,746
平成27年 4月～平成29年3月	1,000,000	18	180	9	1,620
計			558		5,067

※請負金額は消費税額
5%を含んだ数字
※請負金額は消費税額
8%を含んだ数字
※請負金額は消費税額
を含まない数字

入力された数字をそのままスライド
させて賃金総額、保険料を計算

納入通知書等に印字される数字

【平成30年度概算保険料算出】

事業開始時期	請負金額 (円)	労務費率 (%)	賃金総額 (千円)	保険料率 (/1000)	保険料 (円)
平成24年 4月～平成25年9月	1,050,000	17	178	9	1,602
平成25年10月～平成27年3月	1,080,000	17	183	9	1,647
平成27年 4月～平成29年3月	1,000,000	17	170	9	1,530
計			531		4,779

納入通知書等に印字される数字